## ○厚木愛甲環境施設組合諸収入金に対する

## 延滞金徵収条例

(令和5年3月30日) 条 例 第 4 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づき、分担金、使用料、手数料、過料その他の収入(以下「諸収入金」という。)に係る督促及び延滞金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 管理者は、諸収入金を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20 日以内に督促状を発する日から15日以内の期限を指定して督促状を発しなければな らない。

(延滞金)

- 第3条 前条の規定により督促状を発した場合においては、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該諸収入金について年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収する。
- 2 延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる諸収入金に1,000円未満 の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は その全額を切り捨てる。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

## 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセン

トの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。